破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６３号
茨城県神栖市土合本町３丁目9809番地132
鹿島総合住宅Ｂ１―405
破産者　横田　明子
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第７７９号
埼玉県川口市西青木２丁目１番４―503号ローヤルシティ川口西青木、破線手続開始時の住所埼玉県川口市並木２丁目３番13号　リヴェール西川口304号
破産者　國枝　秀美
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１５号
さいたま市見沼区堀崎町５番地２　ハイマート堀崎406、旧住所埼玉県上尾市大字瓦葺2196番地15
破産者　倉田　和明
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３６号
埼玉県所沢市大字北秋津876番地の２　所沢コーポラスＥ―405、破産手続開始時の住所さいたま市南区根岸５丁目２番19―302号
破産者　中園　隆康
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８５号
さいたま市見沼区丸ヶ崎町33番地12　ルミネスカネコ303
破産者　関本　信洋
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６号
神奈川県平塚市四之宮２丁目21番35号
破産者　武田　茂雄
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３６号
神奈川県秦野市南矢名５丁目18番37―104号
破産者　庄司　歴人
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３７号
神奈川県伊勢原市上粕屋503番地の61
破産者　庄司　由紀
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１０１９号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目３番３―102号
破産者　秋田　裕希
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３１号
札幌市豊平区月寒東４条８丁目３番24号コーポ開成Ａ―102号
破産者　平岡　芳枝
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４１号
札幌市東区北25条東14丁目２番10―105号、開始決定時の住所北海道石狩市花川東一条３丁目48番地
破産者　髙橋　真一
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４８号
埼玉県川越市石原町１丁目12番地22　（リヴェールＫ101号室）、前住所東京都板橋区加賀１丁目10番14―711号　グリーンプラザ加賀
破産者　末次　公平
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７０４号
埼玉県川越市四都野台17番地15
破産者　石山　真悠
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１号
神奈川県南足柄市三竹670番地２
破産者　安藤　幸子
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１０７１号
愛知県北名古屋市徳重小崎37番地１　レジデンツ菩提樹　３―Ａ
破産者　畑中　秀夫
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５３号
名古屋市天白区池見２丁目60番地の３　アズロワイヤル八事102号
破産者　山田　早人
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５６号
名古屋市千種区今池２丁目11番18号　第２メゾン愛生101号
破産者　松尾　一朗
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部